

総務省行政相談センター

まぐみみ福岡

新型コロナウイルス感染症に 関する相談窓口等情報 (福岡県版ガイドブック)

九州管区行政評価局では、今回の新型コロナウイルス感染症に関して、いろいろなお問合せや相談を受け付けております。

お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

● **相談の受付**：平日 8：30～17：45

行政相談専用ダイヤル 092-473-1100

住所：福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階
九州管区行政評価局（首席行政相談官室）

※ 福岡県に、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことを踏まえ、人と人との接触を極力減らすため、来所によるご相談はなるべく避けていただき、当分の間、来所以外の方法（電話、FAX、お手紙、インターネット）をご利用いただければ幸いです。

● **インターネット**による相談受付（右記 QR コードからアクセスできます。）

URL：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/gyousei-form.html>



● **FAX**による相談受付：毎日 **092-431-8317**

まぐみみ福岡



総務省行政相談センター

総務省 九州管区行政評価局

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎8階

九州管区行政評価局 首席行政相談官室

電話：092-473-1100

ダイヤル：0570-090110（全国共通番号）

FAX：092-431-8317

<目次>

医療機関の受診等に関すること

- 1 厚生労働省の電話相談窓口（自身の症状に不安がある場合など、一般的な問合せ）（P.1）
- 2 医療機関受診に関する相談、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談（P.1）

お金のこと（生活資金）

- 3 生活支援臨時給付金（仮称）についての相談（P.2）
- 4 生活福祉資金の貸付（P.2）
- 5 お金、仕事、住宅などの生活に関する相談（自立相談支援機関）（P.3）

学校に関すること

- 6 学校の臨時休校等に関する相談（P.3）
- 7 高校学校等就学支援金、大学・短期大学等の学費等についての支援（P.3）

仕事に関すること

- 8 特別労働相談（解雇、休業、雇用調整助成金等に関する相談）、雇用調整助成金についての相談（P.4）
- 9 新卒者の内定取消、入職繰り下げに関する相談（P.5）
- 10 小学校休業等対応助成金・支援金に関する相談（P.5）

事業経営に関すること

- 11 金融機関との取引に関する相談（P.5）
- 12 中小企業・小規模事業者等からの経営上の相談（P.5）
- 13 農業者や食品事業者等からの相談（P.6）
- 14 ホテル・旅館等宿泊事業者、旅行業者等からの相談（P.7）
- 15 バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者からの相談（P.7）

役所の手続きや公共料金に関すること

- 16 確定申告期限の延長、所得税等の納税の猶予（P.7）
- 17 厚生年金保険料の納付の猶予（P.8）
- 18 県税の徴収の猶予（P.8）
- 19 電気料金・ガス料金・NTT電話料金、NHK受信料の支払についての相談（P.8）
- 20 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給（P.9）
- 21 自動車検査証の有効期間の延長（P.9）
- 22 運転免許証の更新が受けられない場合の期限の延長（P.10）

ご家庭に関することやその他の情報

- 23 不当な差別やいじめ等についての相談（P.10）
- 24 新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルについての相談（P.10）
- 25 配偶者等からの暴力（DV）についての相談、児童虐待についての相談（P.11）
- 26 家庭教育相談（P.11）
- 27 福岡県弁護士会の相談窓口（P.11）
- 28 福岡県社会保険労務士会の相談窓口（P.12）

外国人向けの情報、相談窓口

- 29 外国人の情報、相談窓口（P.12）

（注）

本資料は、関係機関・団体等のホームページ掲載情報を令和2年4月13日時点で当局が収集・整理したものです。

各機関等における支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、九州管区行政評価局ホームページ（QRコード、下記URL参照）に記載しております。

URL:<http://www.soumu.go.jp/kanku/kyusyu.html>



【医療機関の受診等に関すること】

1 厚生労働省の電話相談窓口（自身の症状に不安がある場合など、一般的な問合せ）

◆ 厚生労働省 電話相談窓口

0120-565653（フリーダイヤル、9：00～21：00、土曜・日曜・祝日も対応）

（注）聴覚に障害のある方など電話でのご相談が難しい場合は、FAXをご利用ください。

F A X : 03-3595-2756

2 医療機関受診に関する相談、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談

◆ 帰国者・接触者相談センター／保健所感染症電話相談窓口

区 分	相談窓口	電話番号	FAX番号	
医療機関の受診に関する相談（感染が疑われる場合）	県域保健所	筑紫保健福祉環境事務所	092-707-0524	-
		粕屋保健福祉事務所	092-939-1746	
		糸島保健福祉事務所	092-322-5579	
		宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-6098	
		嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4972	
		田川保健福祉事務所	0947-42-9379	
		北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-9886	
		南筑後保健福祉環境事務所	0944-68-5224	
		京築保健福祉環境事務所	0930-23-3935	
		各市保健所等	北九州市新型コロナウイルス専用ダイヤル	
福岡市東区保健福祉センター	092-645-1078		092-651-3844	
福岡市博多区保健福祉センター	092-419-1091		092-441-0057	
福岡市中央区保健福祉センター	092-761-7340		092-734-1690	
福岡市南区保健福祉センター	092-559-5116		092-541-9914	
福岡市城南区保健福祉センター	092-831-4261		092-822-5844	
福岡市早良区保健福祉センター	092-851-6012		092-822-5733	
福岡市西区保健福祉センター	092-895-7073		092-891-9894	
久留米市新型コロナウイルス相談センター	0942-30-9335		0942-30-9833	
大牟田市保健福祉部保健衛生課	0944-41-2669		0944-41-2675	

（注） 夜間休日については、以下の電話番号をご利用ください。

- ・ 福岡県保健所夜間休日緊急連絡番号 092-471-0264
- ・ 北九州市 093-522-8745
- ・ 福岡市 092-711-4126
- ・ 久留米市 0942-30-9335
- ・ 大牟田市 0944-41-2669

- ◆ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談
 - ・ 福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口
電話：092-643-3288（24時間対応） FAX：092-643-3697
 - ・ 福岡市新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル
電話：092-711-4126（24時間対応） FAX：092-733-5535
- ◆ 外国語対応の窓口
 - ・ 福岡市 092-687-5357（24時間対応）

【お金のこと（生活資金）】

3 生活支援臨時給付金（仮称）についての相談

- ◆ 総務省 生活支援臨時給付金コールセンター
03-5638-5855（9：00～18：30、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
 - ※ 生活支援臨時給付金（仮称）は、「新型コロナウイルス感染症対策緊急経済対策」（令和2年4月7日に閣議決定）に基づき設けられた給付金で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、生活に困っている世帯に対する生活維持のための臨時の支援措置です（1世帯当たり30万円）。

市町村が申請窓口で、申請方法等詳細は現時点では未定となっています。

4 生活福祉資金の貸付

- ◆ 各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。
新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた「緊急小口資金」、「総合支援資金」の特例貸付が実施されていますので、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問合せください。
 - ※ 「緊急小口資金」は、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行うもので、新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に対象が拡大されています（学校等の休業、個人事業主等の特例の場合20万円以内、その他の場合10万円以内）。
 - ※ 「総合支援資金」（総合支援資金のうち生活支援費）は、生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行うもので（原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件）、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対象が拡大されています（単身世帯は月15万円以内、2人以上世帯は月20万円以内）。

5 お金、仕事、住宅などの生活に関する相談（自立相談支援機関）

- ◆ お金、仕事、住宅など、生活に関するお悩みについては、福岡県内の郡部については下記の自立相談支援事業所、市部についてはお住まいの市（自立相談支援機関）にご相談ください。
相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
 - ・ 福岡県自立相談支援事務所（糟屋郡）
電話：092-938-3001、FAX：092-938-3012
 - ・ 福岡県自立相談支援事務所（遠賀郡・鞍手郡）
電話：093-203-1630、FAX：093-203-1629
 - ・ 福岡県自立相談支援事務所（朝倉郡・三井郡・三潞郡・八女郡）
電話：0942-38-8501、FAX：0942-38-8504
 - ・ 福岡県自立相談支援事務所（京都郡・築上郡）
電話：0930-26-7705、FAX：0930-26-7706
 - ・ 福岡県自立相談支援事務所（嘉穂郡・田川郡）
電話：0947-44-8631、FAX：0947-44-8632

【学校に関すること】

6 学校の臨時休校等に関する相談

- ◆ 臨時休校に関する問合せ
文部科学省初等中等教育局 健康教育・食育課
03-5253-4111（内線：2918）
- ◆ お子様に通っている学校に関する問合せは、福岡県立学校については福岡県教育委員会、市町村立学校については市町村教育委員会、私立学校、国立大学附属学校、公立大学附属学校については各学校にお問合せください。

7 高校学校等就学支援金、大学・短期大学等の学費等についての支援

- ◆ 高等学校等に通う所得等の要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、高等学校等就学支援金が支給されます。
公立高等学校については、福岡県財務課 092-643-3866
私立高等学校については、福岡県私学振興課 092-643-3139

◆ 大学・短期大学等の学費等の支援内容、手続などの相談窓口

日本学生支援機構奨学金相談センター

0570-666-301（ナビダイヤル、9：00～20：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※ 世帯（父母等）の収入が大きく減った方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりアルバイトなどの収入が減ったため新たに支援を受けたい方、今まで奨学金や授業料等の減免を受けていなかった方などについて、奨学金の給付・貸付等が受けられる可能性があります。

【仕事に関すること】

8 特別労働相談（解雇、休業、雇用調整助成金等に関する相談）、雇用調整助成金についての相談

◆ 総合労働相談コーナー（新型コロナウイルス感染症の影響による解雇、休業、雇用調整助成金等の労働に関する相談。労働者、雇用主双方から受付）

- ・ 福岡労働局雇用環境・均等部指導課

092-411-4764（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

- ・ 福岡中央労働基準監督署

092-761-5600（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

◆ 福岡県による特別労働相談窓口（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。水曜日は20：00まで受付）

- ・ 福岡労働者支援事務所 092-735-6149
- ・ 北九州労働者支援事務所 093-967-3945
- ・ 筑後労働者支援事務所 0942-30-1034
- ・ 筑豊労働者支援事務所 0948-22-1149

◆ 雇用調整助成金についての相談窓口

- ・ 福岡助成金センター 雇用助成第1係

092-411-4701（内線4967。8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

- ・ 福岡助成金センター 北九州雇用調整助成金臨時窓口

093-616-0860（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※ 雇用調整助成金は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

令和2年4月1日～6月30日の緊急対応期間中は、全国で、全ての業種の事業主を対象に、助成金の特例措置（助成内容や対象の拡大等）が実施されています。

9 新卒者の内定取消、入職繰り下げに関する相談

- ◆ 福岡新卒応援ハローワーク
092-714-1556 (10:00~18:00、土曜日・日曜日・祝日は除く。)
- ◆ 北九州新卒応援ハローワーク (小倉)
093-512-0304 (10:00~18:00、土曜日・日曜日・祝日は除く。)
- ◆ 北九州新卒応援ハローワーク (八幡)
093-622-6690 (8:30~17:15、土曜日・日曜日・祝日は除く。)

10 小学校休業等対応助成金・支援金に関する相談

- ◆ 厚生労働省 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
0120-60-3999 (9:00~21:00、土曜日・日曜日・祝日も対応)
 - ※ 小学校休業等対応助成金は、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に
通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規雇用・非正
規雇用を問わず、有給の休暇(年次有給休暇を除く。)を取得させた企業に対する助
成金です。
 - ※ 小学校休業等対応支援金は、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に
通う子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代(個人で仕
事をする方)を支援するための支援金です。

【事業経営に関すること】

11 金融機関との取引に関する相談

- ◆ 金融機関のどの窓口で問合せをすればよいか、金融機関との取引に関する相談等の窓口
 - ・ 金融庁 新型コロナウイルスに関する相談ダイヤル
0120-156811 (フリーダイヤル、10:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日は除く。)
 - ・ 福岡財務支局 092-433-8066 (9:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日は除く。)

12 中小企業・小規模事業者等からの経営上の相談

- ◆ 資金繰り全般に関する相談
中小企業庁 中小企業金融相談窓口
03-3501-1544 (9:00~17:00、土曜日・日曜日・祝日も対応)

◆ 九州経済産業局産業部中小企業課

電話：092-482-5447（9：00～17：00、土曜日・日曜日も対応）

FAX：092-482-5393

◆ 福岡県の経営相談窓口

・ 0120-567-179（フリーダイヤル、9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

・ 福岡県商工部中小企業振興課

092-643-3424（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）

◆ 日本政策金融公庫

事業の資金繰りについて、事業資金相談ダイヤル 0120-154-505（平日9：00～17：00）で受け付けているほか、福岡県内の各支店でも融資等のご相談を受け付けています。

支店名	電話番号 (9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。)
福岡支店	国民生活事業 092-411-9111
	農林水産事業 092-451-1780
	中小企業事業 092-431-5296
福岡西支店	国民生活事業 092-712-4381
北九州支店	国民生活事業 093-541-7550
	中小企業事業 093-531-9191
八幡支店	国民生活事業 093-641-7715
久留米支店	国民生活事業 0942-34-1212

◆ 商工組合中央金庫

・ 福岡支店 092-712-6551

・ 北九州支店 093-533-9567

・ 久留米支店 0942-35-3381

※ 融資制度の案内等については、0120-542-711（フリーダイヤル、9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日も対応）でも受け付けています。

◆ 福岡県内では、以下の窓口でもご相談を受け付けています。

・ 福岡県信用保証協会

092-415-2604（9：00～17：00、土曜日・日曜日も対応）

・ 福岡県商工会連合会 092-622-7708

・ 福岡県中小企業団体中央会 092-622-8780

・ 県内の各商工会議所

13 農業者や食品事業者等からの相談

◆ 九州農政局企画調整室

096-300-6010、096-300-6469（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

14 ホテル・旅館等宿泊事業者、旅行業者等からの相談

- ◆ 九州運輸局観光部観光企画課（宿泊事業者、旅行業者等向け）

電話：092-472-2330 FAX：092-472-2334

※ ホテル・旅館等宿泊事業者等からの相談・要望対応、活用可能な支援策の紹介、中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する宿泊事業者等への窓口の案内

※ 旅行業者、旅行業者代理業者、旅行サービス手配業者、ツアーオペレーターからの相談・要望対応、活用可能な支援策の紹介、経済産業局や都道府県労働局の窓口の案内

- ◆ 九州運輸局観光部国際観光課（通訳ガイド向け）

電話：092-472-2335 FAX：092-472-2334

15 バス、レンタカー、タクシー、トラック事業者からの相談

- ◆ バス、レンタカー関係 九州運輸局自動車交通部旅客第一課 092-472-2521
- ◆ タクシー関係 旅客第二課 092-472-2527
- ◆ トラック関係 貨物課 092-472-2528
- ◆ バス、タクシー、レンタカー関係 福岡運輸支局輸送担当 092-673-1191

【役所の手続や公共料金に関すること】

16 確定申告期限の延長、所得税等の納税の猶予

- ◆ 福岡国税局 092-411-0031

- ◆ 県内の各税務署（徴収担当）

※ 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限については、令和2年4月16日（木）まで延長されています。また、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な方については、期限を区切らずに、4月17日（金）以降であっても確定申告書を受け付けられます。申告書の作成又は来署することが可能になった時点で税務署へ申し出れば、申告期限延長の取扱いとなります。

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、必要な要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められます。

※ 新型コロナウイルス感染症に納税者（家族を含む。）が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして事業を廃止又は休止した場合や著しい損失を受けた場合等は、納税の猶予が認められることがあります。

17 厚生年金保険料の納付の猶予

- ◆ 厚生年金保険料について、事業を廃止又は休止した場合や著しい損失を受けた場合等で一時的に納付することが困難な場合は、管轄の年金事務所を通じて地方厚生局長に申請することにより、納付の猶予が認められることがありますので、最寄りの年金事務所にお問合せください。

18 県税の徴収の猶予

- ◆ 福岡県税務課 092-643-3066
- ◆ 県内の各県税事務所
 - ※ 県民税、法人事業税等の県税について、新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして事業を廃止又は休止した場合や著しい損失を受けた場合等は、猶予が認められることがあります。

19 電気料金・ガス料金・NTT電話料金、NHK受信料の支払についての相談

- ◆ 電気料金・ガス料金（九州電力）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、各県社会福祉協議会から「緊急小口資金」または「総合支援資金」の貸付を受けている方で、一時的に料金のお支払いが困難となった方は、令和2年3月、4月、5月の料金計算分の料金の支払期日が1か月間延長されますので、最寄りの営業所にお問合せください（3月料金計算分は、検針日が3月19日以降のもの）。
- ◆ ガス料金・電気料金（西部ガス）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により「緊急小口資金」・「総合支援資金」の特例貸付を受けた方は、令和2年2月（支払期限日が3月25日以降となるものに限る。）、3月、4月検針分のガス料金、電気料金の支払期限日がそれぞれ1か月間延長されますので、下記の窓口にお問合せください。

西部ガス お客さまサービスセンター
0570-000-312（ナビダイヤル、9：00～17：45、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
※ ナビダイヤルをご利用になれない場合 電話：092-633-2440
- ◆ NTT西日本の電話料金

料金の支払を期限までに行うことが困難な場合、支払期限が令和2年2月末日以降となっている料金について、申出に基づき、5月末日まで支払期限が延長されますので、下記の窓口にお問合せください。

NTTファイナンス料金センター
0800-333-5550（9：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

◆ NHK受信料

期日までに受信料の支払が難しい場合や、口座振替等ではなく払込用紙での支払を希望される場合等の相談窓口

・ 福岡放送局（営業推進）

092-715-7111（10：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（福岡市、朝倉郡、朝倉市、糸島市、うきは市、大川市、大野城市、大牟田市、小郡市、春日市、糟屋郡、久留米市、古賀市、太宰府市、筑後市、福津市、三井郡、三潞郡、みやま市、宗像市、柳川市、八女郡、八女市、長崎県壱岐市、長崎県対馬市、筑紫野市、那珂川市）

・ 北九州放送局（営業）

093-591-5020（10：00～17：00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

（飯塚市、遠賀郡、嘉穂郡、嘉麻市、北九州市、鞍手郡、田川郡、田川市、築上郡、中間市、直方市、豊前市、京都郡、宮若市、行橋市）

20 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給

◆ 協会けんぽ福岡支部

電話：092-283-7621（8：30～17：15、土曜日・日曜日・祝日を除く。）

FAX：092-283-7629

※ 被保険者が新型コロナウイルス感染症により、療養のために会社を休み、事業主から報酬が受けられない場合、傷病手当金が支給されます。

21 自動車検査証の有効期間の延長

◆ 九州運輸局 自動車技術安全部 技術課 092-472-2539

※ 自動車検査証の有効期間が令和2年2月28日から3月31日までの自動車全てについて、全国一律に4月30日まで有効期間が延長されています。自動車損害賠償責任保険（共済）も、継続検査を受検するまでに保険契約期間の終期が到来する保険契約は、継続契約締結手続が4月30日を限度として猶予されます。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されたことに伴い、福岡県に使用の本拠の位置があり、自動車検査証の有効期間が令和2年4月8日から5月31日までの自動車については、6月1日まで自動車検査証の有効期間が延長されています（上記の全国一律の措置により、有効期間を4月30日までとしたものを含む。自動車損害賠償責任保険（共済）についても、継続契約の締結手続が6月1日を限度として猶予）。

22 運転免許証の更新が受けられない場合の期限の延長

◆ 福岡県内の各運転免許試験場

- ・ 福岡試験場 092-565-5010
- ・ 北九州試験場 093-961-4804
- ・ 筑豊試験場 0948-26-7110
- ・ 筑後試験場 0942-53-5208

◆ 県内の各警察署(交通課)

※ 免許証の更新期限が令和2年3月13日～7月31日までの間である方は、更新期限の前に運転免許試験場又は警察署に申し出ていただくことで、更新期限後であっても3か月間は運転が可能です。

なお、既に更新期限を延長した方であっても、延長後の期限がこの期間の間にある方については、再度延長することが可能となっています。

※ 更新期限までに更新手続きを行うことができず、運転免許を失効させた場合には、運転免許の失効から最長3年以内かつ新型コロナウイルス拡大の終息から1か月以内であれば、学科試験・技能試験が免除され免許の再取得が可能です。

※ 渡乃通優良運転者免許更新センター(通称: 渡乃通ゴールド免許センター)、黒崎優良運転者免許更新センター(通称: 黒崎ゴールド免許センター)については、新型コロナウイルス感染予防策として、令和2年4月12日(日)～5月6日(水)の間、一時閉鎖されています。

【ご家庭に関することやその他の情報】

23 不当な差別やいじめ等についての相談

◆ みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル)

0570-003-110 (ナビダイヤル、8:30～17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

◆ 子どもの人権110番

0120-007-110 (フリーダイヤル、8:30～17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

◆ 福岡県福祉労働部人権・同和対策局調整課

092-643-3325 (8:30～17:15、土曜日・日曜日・祝日を除く。)

24 新型コロナウイルスを口実にした消費者トラブルについての相談

◆ 消費者ホットライン 188(お近くの消費生活センターにつながります。)

◆ 福岡県消費生活センター 092-632-0999

(月曜日～金曜日9:00～16:30、日曜日10:00～16:00)

25 配偶者等からの暴力（DV）についての相談、児童虐待についての相談

◆ DV相談ナビ

0570-0-55210（ナビダイヤル、全国共通番号。お近くの相談機関の窓口につながります。）

◆ 児童相談所の相談窓口

	機関名	電話番号	FAX番号
福岡県	福岡児童相談所 （筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市、糟屋郡（新宮町を除く。））	092-586-0023	092-586-0044
	久留米児童相談所 （久留米市、朝倉市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉郡、三井郡、三潞郡、八女郡）	0942-32-4458	0942-32-4459
	田川児童相談所 （直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、鞍手郡小竹町、嘉穂郡、田川郡）	0947-42-0499	0947-42-0439
	大牟田児童相談所 （大牟田市、柳川市、みやま市）	0944-54-2344	0944-54-2374
	宗像児童相談所 （中間市、宗像市、古賀市、福津市、宮若市、糟屋郡新宮町、遠賀郡、鞍手郡鞍手町）	0940-37-3255	0940-37-3299
	京築児童相談所 （行橋市、豊前市、京都郡、築上郡）	0979-84-0407	0979-82-7560
政令市	北九州市子ども総合センター	093-881-4556	093-881-8130
	福岡市子ども総合相談センター	092-833-3000	092-832-7830

26 家庭教育相談

◆ 福岡県立社会教育総合センター

092-947-3515（9：00～17：00、第4土曜日・日曜・祝日を除く。）

27 福岡県弁護士会の相談窓口

◆ 新型コロナウイルスに関する事業者・労働者等向け無料電話相談

092-753-6364（相談日当日限りの電話番号）

※ 令和2年5月28日（木）までの毎週火曜日・木曜日（5月5日（祝）除く。）

事業者（中小企業・個人事業）向け相談 10：00～13：00

労働者向け相談 13:00～16:00

※ 事業者：契約不履行、損害賠償、イベント等の中止、労務関係、下請取引、資金繰り
対応等

労働者：解雇、休業、賃金不払い等

28 福岡県社会保険労務士会の相談窓口

- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応のための労務管理・労働相談（労働者の方も経営者の方もどなたでもご相談いただけます。）

092-414-4864

（毎週火曜日・木曜日 12:00～18:00、毎月第1土曜日 10:00～16:00、
毎月第3日曜日 10:00～16:00）

【外国人向けの情報、相談窓口】

29 外国人向けの情報、相談窓口

- ◆ 日本政府観光局（J N T O）
050-3816-2787（24時間、365日対応）
対応言語：英語、中国語、韓国語、日本語
対応範囲：病気、事故等の緊急時案内、災害時案内、一般観光案内
- ◆ 福岡出入国在留管理局（在留資格等について） 092-717-5420
- ◆ 外国語人権相談ダイヤル
0570-090-911（ナビダイヤル、9:00～17:00、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
※ 不当な差別やいじめ等についての相談。お近くの法務局・地方法務局につながります。
対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語



キクーン

お役立ち情報は、各関係機関・
団体等のホームページで日々更新
されています！